

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第556号）

2021年6月25日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 直近の重要政策

**金融政策**

- ✓ キャッシュ型理財商品管理の健全化に係る事項に関する中国銀保監会、中国人民銀行の通知  
（中国銀行保険監督管理委員会、6/11）

**貿易政策**

- ✓ 加工貿易禁止類商品リストの調整に関する公告（商務部等、6/11）

**産業政策**

- ✓ 2021年新エネルギー発電の買取価格政策に係る事項に関する国家発展改革委員会の通知  
（国家発展改革委員会、6/11）
- ✓ 『エネルギー分野での5G応用実施方案』の発表に関する通知（国家発展改革委員会等、6/11）

**最低賃金**

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移（6/17）

## ■ 注目トピックス

**国家発展改革委員会、海水淡水化利用発展行動計画（2021～2025年）を発表**

国家発展改革委員会は2021年6月2日、自然資源部と連名で『海水淡水化利用発展行動計画（2021～2025年）』を公布しました。第14次五カ年計画（2021～25年）などの方針に基づき、海水淡水化産業の持続可能な質の高い発展を促進することが目的です。

行動計画は海水淡水化モデル都市4～6カ所、海水淡水化利用モデル工業団地5～10カ所、10～30万トン/日級の海水淡水化モデルプロジェクト数件の建設推進を目標に掲げています。

これに加え2025年までに、全国の海水淡水化の処理規模を290万トン/日以上、処理規模の新規増加分を125万トン/日以上（うち沿海部105万トン/日以上、離島地区20万トン/日以上）に達することを目指しています。独自の海水淡水化関連設備及び中核技術の開発、サプライチェーンの高度化への取り組み強化も明記しています。

また、「沿海部の水不足地域の工業団地においてボイラ用水や工業用水への海水の活用を普及させる。水不足地域において海水活用の条件

**みずほ中国WeChat公式アカウント**

中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

<sup>1</sup> 中国語原文は以下のURLよりダウンロードできます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghwb/202106/t20210602\\_1282452.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghwb/202106/t20210602_1282452.html)

が整っているにもかかわらず、海水を十分に活用しない水使用量の高いプロジェクト及び工業団地に対し、新規の取水許可を厳しく制限する」との内容が盛り込まれています。

このほか、当該行動計画のポイントについては以下をご参考ください。

#### □ 離島及び船舶用水の保障能力を強化

- ✓ 面積が広く、海洋経済が発展している有人離島における1千トン/日以上海水淡水化プロジェクトの建設を支持する
- ✓ 面積が狭く、住民が少ない離島における1千トン/日未満の海水淡水化プロジェクトの建設を支援する
- ✓ 遠洋漁船及び海洋プラットフォームにおける保守が容易な海水淡水化装置の設置を奨励する

#### □ 海水淡水化モデルプロジェクトを展開

- ✓ 遼寧、天津、河北、山東、浙江等沿海部の水不足地域における大型海水淡水化プロジェクトの建設を推進し、プラント・配水管網一体化及びインフラ施設の整備などに注力する
- ✓ 沿海部の工業団地及び火力発電、原子力発電、石油、化学工業、鉄鋼、非鉄金属、製紙、捺染等水使用量が多い産業分野における海水淡水化施設の導入、循環式海水冷却装置の普及を支援する
- ✓ 遼寧、山東、浙江、福建、広東、海南等の離島地区において海洋エネルギーや風力、太陽光等の再生可能エネルギーを海水淡水化に活用することを支援する

#### □ 海水淡水化技術の利用を拡大

- ✓ 限外ろ過膜（UF膜）、精密ろ過膜（MF膜）、逆浸透膜（RO膜）などの膜分離技術の利用を拡大し、都市部や農村部、工業分野等における汚水の資源化利用レベルを高める
- ✓ 海水淡水化事業と伝統産業との融合を促し、石油、採鉱、化学工業、金属加工等の業界における海水淡水化技術と装置の利用を拡大する
- ✓ エネルギー回収装置をIT、紡織・捺染、化学材料等の業界における高濃度塩廃水の処理に活用することを模索する
- ✓ 先進的な海水淡水化技術を普及対象となるグリーン技術リスト、国が奨励する工業節水技術装備リストに盛り込む

#### □ 海水淡水化技術等の研究開発を強化

- ✓ ROユニットや高圧ポンプ、エネルギー回収装置などの中核技術と設備、ポリスルホン（PSU）、不織布などの原材料に関する研究開発を強化する
- ✓ 再生可能エネルギーを利用する海水淡水化装置、ナノろ過膜（NF膜）、希少金属（レアメタル）及び高付加価値資源の採取、原子力発電プラント用の循環式海水冷却などに関する技術の研究開発を展開する

#### □ 国際協力等への取り組み

- ✓ 世界でも先進的な研究機関、企業等との連携を行う
- ✓ 海水淡水化事業に対する金融機関の与信拡大、PPP等による民間資金の活用を支援する
- ✓ 国際標準の制定に積極的に参画し、国内標準の国際標準化に取り組む
- ✓ 海水淡水化装置の「一帯一路」関連国での利用拡大を推進する

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### キャッシュ型理財商品管理の健全化に関わる事項に関する中国銀保監会、中国人民銀行の通知

(原文：中国銀保監会 中国人民銀行关于规范现金管理类理财产品管理有关事项的通知)

#### 銀保監発 [2021] 20号

中国銀行保險監督管理委員會 2021年6月11日公布・実施

#### 【主要内容】

- 商業銀行・理財会社が発行する「短期金融市場のみに投資し、毎営業日に購入と解約が可能な理財商品（以下、キャッシュ型理財商品）」を本通知の適用対象とする
- キャッシュ型理財商品の投資対象については、現金や1年以内の銀行預金、中銀手形、譲渡性預金（CD）、残存期間397日以内の債券、債券現先、銀行間市場と取引所市場で発行された資産担保証券（ABS）等が挙げられる
- キャッシュ型理財商品は株式や転換社債、EB債、定期預金金利を基準金利とした変動利付債（金利水準が変更できる利子支払期の最終回に入ったものを除く）、格付け「AA+」以下の債券、ABS等に投資してはならない
- キャッシュ型理財商品は金融商品に投資する際、以下の条件を満たさなければならない。客観的要因により以下の条件を満たさなくなる場合、商業銀行や理財会社は10営業日以内に調整しなければならない。銀保監会が定めた特殊の状況を除く
  - ① キャッシュ型理財商品が同一機関発行の債券・ABSに投資する場合、債券・ABSは当該商品の純資産の10%を超えてはならない（国債、中銀手形、政策性金融債への投資を除く）
  - ② キャッシュ型理財商品が発行体格付け「AAA」未満の機関が発行した銘柄に投資する場合、その銘柄は当該商品の純資産の10%を超えてはならない。うち単一の機関が発行した銘柄は合計で当該商品の純資産の2%を超えてはならない（銘柄は債券、銀行預金、CD、ABS等を含む）
  - ③ キャッシュ型理財商品が定期預金（満期日前に引出しができる定期預金を除く）に投資する場合、定期預金は当該商品の純資産の30%を超えてはならない。キャッシュ型理財商品が発行体格付け「AAA」の同一の商業銀行の預金、CDに投資する場合、その預金、CDは当該商品の純資産の20%を超えてはならない
  - ④ 全てのキャッシュ型理財商品が同一の商業銀行の預金、CD及び債券に投資する場合、当該商業銀行の直近期末の純資産の10%を超えてはならない
  - ⑤ キャッシュ型理財商品が発行体格付け「AA+」未満の商業銀行の預金、CDに投資する場合は、董事会（取締役会）の決議をとり、当該取引を事前にカスタディアンに通知し、重要事項として情報開示を行う必要がある
- キャッシュ型理財商品が流動性に優れた資産を十分に保有するために、そのポートフォリオにつき以下の条件を満たすこと。客観的要因により以下②と④の条件を満たさなくなる場合、商業銀行や理財会社は10営業日以内に調整しなければならない。客観的要因により以下③の条件を満たさなくなる場合、商業銀行や理財会社は自ら流動性が限られた資産に新規投資してはならない
  - ① キャッシュ型理財商品が保有する現金、国債、中銀手形、政策性金融債は当該商品の純資産の5%以上になること
  - ② キャッシュ型理財商品が保有する現金、国債、中銀手形、政策性金融債及び5営業日以内に満期となるその他の銘柄は当該商品の純資産の10%以上になること
  - ③ キャッシュ型理財商品が投資した満期までの期間が10営業日以上で、銀行定期預金（条件付き満期日前に引出しができる定期預金を含む）、ABS、発行体のデフォルトにより流通できない債券など流動性が限られた資産は合計で、当該商品の純資産の10%を超えてはならない
  - ④ キャッシュ型理財商品のレバレッジ率は120%を超えてはならない。解約殺到、3営業日に解約金額が累計で20%以上或いは5営業日に解約金額が累計で30%以上になる場合を除く
- キャッシュ型理財商品のポートフォリオの平均残存期間について、WAM（金利水準の次回の変更時までの期間）は120日、WAL（元本償還までの期間）は240日を超えてはならない
- 商業銀行、理財会社は急な解約に対応できる体制を整えるようキャッシュ型理財商品のストレステスト（健全性審査）を実施し、有効な緊急対策を策定しなければならない

- 商業銀行、理財会社は企業会計基準、『金融機関の資産運用業務の規範化に関する指導意見』（2018年4月公布）に基づき、キャッシュ型理財商品の純資産を測定すること<sup>2</sup>
- キャッシュ型理財商品の純資産を償却原価法で測定する場合、目論見書に同方法による純資産の変動への影響を開示する他、シャドウプライシングに基づき償却原価法で導き出した純資産を評価し、修正する必要がある
- 商業銀行、理財会社は償却原価法で測定するキャッシュ型理財商品に対し総量規制をかけなければならない。同一の商業銀行が償却原価法で測定するキャッシュ型理財商品の月末純資産は合計で同行理財商品全体の月末純資産の30%を超えてはならない。同一の理財会社が償却原価法で測定するキャッシュ型理財商品の月末純資産は合計で同社リスク準備金の月末残高の200倍を超えてはならない。銀保監会は上記の比率を適時に調整することがある
- 商業銀行、理財会社はキャッシュ型理財商品を販売する際、投資家の適格性管理を強化しなければならない
- 元利保証を宣伝、約束してはならない
- この他、本通知はキャッシュ型理財商品における顧客の集中度に対する規定も定めている
- 本通知は公布日より実施する。実施日から2022年末までは移行期間とされる。移行期間内に新規発行されたキャッシュ型理財商品は本通知の規定に適合しなければならない。本通知の規定に適合しない既存のキャッシュ型理財商品につき、商業銀行、理財会社は『金融機関の資産運用業務の規範化に関する指導意見』、『商業銀行理財業務監督管理規則』（2018年9月公布）及び本通知に基づき是正する
- 銀行業理財登記預託センターによると、キャッシュ型理財商品の市場規模は3月末時点で7兆3,400億元となり、理財商品全体比29.3%に達している
- 銀保監会の責任者は記者会見で、本通知はキャッシュ型理財商品に対しMMF並みの規制を設け、現行規制の抜け穴をかいくぐる行為を防ぐことが目的であると説明した<sup>3</sup>

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=989851&itemId=928>

## 貿易政策

### 加工貿易禁止類商品リストの調整に関する公告

(原文: 关于调整加工贸易禁止类商品目录的公告)

商務部 税関総署 2021 年第 12 号

商務部等 2021 年 6 月 11 日公布

#### 【主要内容】

- 2021年6月15日より、加工貿易企業が輸入した紙製品（税番4801-4816）、加工して輸出した紙製品（税番4801-4816）を加工貿易禁止類商品リストから削除する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202106/20210603070389.shtml>

<sup>2</sup> 『金融機関の資産運用業務の規範化に関する指導意見』によると、金融機関は資産運用商品に対し、純資産に基づいた管理手法を採用すること。純資産は企業会計基準の規定に基づき測定され、原資産の収益とリスクを速やかに反映しなければならない。公正価値で金融資産を測定する方針を堅持し、時価評価の採用を奨励する。一定の要件を満たせば、企業会計基準に沿った償却原価法で測定することが可能である

<sup>3</sup> 市場金利プライシング自律メカニズムは6月21日、預金金利の上限の設定方法につき、現行の「基準金利×掛け目」から「基準金利+ $\alpha$ 」に変更することを明らかにした。銀行によって異なる $\alpha$ （スプレッド）の設定が可能である。中長期金利が事実上引き下げられた。これに先立ち、金融当局は利息分割型預金商品の発行禁止に乗り出した。一方、経済紙「21世紀経済報道」は6月21日、人民銀が一部の銀行に対し、2021年度の新規貸出加重平均金利が2020年度Q4の平均水準より12BPを上回らないよう窓口指導を実施したと報じた。高金利預金商品等の発行を抑制することで、預金取り合いに歯止めをかけ、市中金利を低めに誘導することで、不動産バブル等に絡み合う金融リスクを抑えようとする金融当局の意図が伺える

### 2021年新エネルギー発電の買取価格政策に係る事項に関する国家発展改革委員会の通知

(原文：国家发展改革委关于2021年新能源上网电价政策有关事项的通知)

发改价格〔2021〕833号

国家発展改革委員会 2021年6月11日公布、2021年8月1日実施

#### 【主要内容】

- 2021年より太陽光発電や陸上風力発電の新規プロジェクト（以下、新規プロジェクト）に対し、中央政府による補助金を撤廃する
- 2021年より新規プロジェクトの（発電）買取価格を各地の石炭火力発電の価格を基準に設定する。新規プロジェクトは市場原理に基づいた取引を通じ買取価格を形成することが可能である<sup>4</sup>
- 2021年より新規に承認、届出された洋上風力発電や太陽熱発電の買取価格は各地の省級価格管理当局が設定する。その買取価格が現地の石炭火力発電の価格基準を上回った場合、価格基準以下の部分は電力会社により負担される
- 各地政府が太陽光発電や陸上風力発電、洋上風力発電、太陽熱発電などの新エネルギー産業の発展を後押しするため、的を絞った支援政策を打ち出すことを奨励する<sup>5</sup>
- 本通知は2021年8月1日より実施する
- 2020年末時点、国内風力発電及び太陽光発電の設備容量は5.3億kWと、10年前の18倍となり、世界最大であった。こうした中、中央政府にとって補助金の負担が増している一方、陸上風力や太陽光の発電コストは大幅に下がっていることから、補助金に頼らない事業モデルが実現できるとみられる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202106/t20210611\\_1283088.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202106/t20210611_1283088.html)

### 『エネルギー分野での5G応用実施方案』の発表に関する通知

(原文：关于印发《能源领域5G应用实施方案》的通知)

发改能源〔2021〕807号

国家発展改革委員会等 2021年6月11日公布

#### 【主要内容】

- 今後3～5年間、発電所やスマートグリッド、炭鉱、石油ガス、スマート工場・スマートコンストラクションなどの分野における5G応用を拡大し、5G専用ネットワークの整備や普及可能な競争力のあるビジネスモデルの模索に取り組むことを目標に掲げる
- 電波が弱かったり、放射線量、湿度・塩分含有量が高かったり、発火・爆発しやすい環境などに適応できる5G専用技術及び関連設備を開発し、関連技術に関する基準作りに注力する
- 5G技術の高度化により、利用分野を広げ、エネルギー施設や建設現場などのスマート化を進めることを図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202106/t20210611\\_1283163.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202106/t20210611_1283163.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>4</sup> 市場原理に基づいた取引を通じて設定された買取価格は石炭火力発電の価格基準を上回る可能性があると考えられる

<sup>5</sup> 国が地方政府による洋上風力や太陽熱発電等への支援政策の導入を支持する一方、2025年を目途に洋上風力発電に対する中央政府の補助金が撤廃される観測もある

## ■ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、以下の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
華北	北京	2021年8月(予定)	2,320	2,200	2,200	2,120	2,000
	天津	2021年7月(予定)	2,180	2,050	2,050	2,050	2,050
	河北	2019年11月	1,900	1,900	1,900	1,650	1,650
	山西	2017年10月	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	内モンゴル	2017年8月	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,680	1,680	1,680	1,680
	吉林	2017年10月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
	遼寧	2019年11月	1,810	1,810	1,810	1,620	1,530
華東	上海	2021年7月(予定)	2,590	2,480	2,480	2,420	2,300
	江蘇	2018年8月	2,020	2,020	2,020	2,020	1,890
	(蘇州)	2018年8月	2,020	2,020	2,020	2,020	1,940
	浙江	2017年12月	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
	山東	2018年6月	1,910	1,910	1,910	1,910	1,810
	福建	2020年1月	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700
華南	広東	2018年7月	2,100	2,100	2,100	2,100	1,895
	深圳	2018年7月	2,200	2,200	2,200	2,200	2,130
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,680	1,680	1,400
	海南	2018年12月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,430
中部	河南	2018年10月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,720
	安徽	2018年11月	1,550	1,550	1,550	1,550	1,520
	江西	2021年4月	1,850	1,680	1,680	1,680	1,530
	湖北	2017年11月	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
	湖南	2019年10月	1,700	1,700	1,700	1,580	1,580
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,800	1,800	1,680	1,680
	甘肅	2017年6月	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
	寧夏	2017年10月	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660
	青海	2020年1月	1,700	1,700	1,500	1,500	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,820	1,820	1,820	1,670
西南	重慶	2019年1月	1,800	1,800	1,800	1,500	1,500
	四川	2018年7月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,500
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,790	1,680	1,680
	雲南	2018年5月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,570
	チベット	2021年7月(予定)	1,850	1,650	1,650	1,650	1,400

※2021年以外の金額は2020年12月31日時点の基準額です(各地の通達などに基づき中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。